

地すべり防止区域内における行為制限（抜粋）

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）

（行為の制限）

第十八条 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
 - 二 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
 - 三 のり切又は切土で政令で定めるもの
 - 四 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良
 - 五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。

地すべり等防止法施行令（昭和三十三年政令第百十二号）

（地すべり防止区域内における制限行為）

第五条 法第十八条第一項第三号の政令で定めるのり切又は切土は、のり切にあつてはのり長三メートル以上のものとし、切土にあつては直高二メートル以上のものとする。

- 2 法第十八条第一項第四号の政令で定める施設又は工作物は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 断面積が六百平方センチメートルをこえる用排水路又は断面積が六百平方センチメートル以下の用排水路で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの
 - 二 容量が六立方メートルをこえるため池、池その他の貯水施設又は容量が六立方メートル以下のため池、池その他の貯水施設で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの
 - 三 載荷重が一平方メートルにつき十トン（地形、地質その他の状況により都道府県知事が載荷重を指定した場合には、当該載荷重）以上の施設又は工作物
- 3 法第十八条第一項第五号の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 地表から深さ二メートル以上の掘さく又は地すべり防止施設から五メートル（地すべり防止施設の構造又は地形、地質その他の状況により都道府県知事が距離を指定した場合には、当該距離）以内の地域における掘さく（地すべり防止施設から一メートルをこ

える地域における地表から深さ五十センチメートル未満の掘さくで当該掘さくした土地を直ちに埋め戻すものを除く。)

- 二 載荷重が一平方メートルにつき十トン（地形、地質その他の状況により都道府県知事が載荷重を指定した場合には、当該載荷重）以上の土石その他の物件の集積

地すべり等防止法施行条例（平成 12 年 3 月 28 日条例第 79 号）

（地すべり防止区域内における行為の許可の申請）

第 3 条 法第 18 条第 1 項の許可を受けようとする者は、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した許可申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 行為をしようとする土地の所在
- 三 行為の目的
- 四 行為の内容
- 五 行為に係る土地の面積
- 六 行為をしようとする期間

2 前項の許可申請書には、規則で定めるところにより、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 行為をしようとする土地の位置を表示した図面
- 二 行為の内容及びその実施方法を具体的に表示した図書

地すべり等防止法施行細則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 136 号）

（地すべり防止区域内における行為の許可申請書）

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の許可申請書は、様式第 2 号によるものとする。

2 条例第 3 条第 2 項の規定により許可申請書に添付する図書は、次の表の左欄に掲げる図書の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものでなければならない。

行為をしようとする土地の位置を表示した図面	縮尺 5 万分の 1 程度の地形図に位置を明示したものとする。
行為の内容及びその実施方法を具体的に表示した図書	工事の設計書、実施計画書その他参考となる図書とする。

3 知事は、特に必要があると認める場合は、前項に規定する図書のほか、申請に係る行為に利害関係を有する者の承諾書又は承諾が得られない場合は、その理由書の提出を求めるものとする。